

## 田辺周辺ふるさと市町村圏基金条例

制定 平成5年3月5日 条例第7号

改正 平成8年3月29日 条例第1号

(設置)

**第1条** 田辺周辺広域市町村圏組合同規約第3条第4号に規定する、ふるさと市町村圏の振興整備に資するため、田辺周辺ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

**第2条** 基金の額は、20億円とする。

2 必要があるときは、田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積立てることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て相当額増加するものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又この基金に繰入るものとする。

(処分)

**第5条** 管理者は、第1条に規定する振興整備事業に資するため必要と認めるときは、第2条第1項の額を越える額又はその越える額の一部を処分することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成4年度における基金の額は、予算の定めるところによる。

### 附 則（平成8年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。